

感染拡大を食い止める緊急特別対策について

首都圏などを中心に新型コロナウイルスの感染者が急増していることから、国は、1月7日に新型インフルエンザ等特別対策措置法に基づく緊急事態宣言を東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県の一都三県を対象に発出しました。

沖縄県は、今回、緊急事態宣言対象地域には含まれていませんが、新型コロナの新規感染者数が、年明け後も、高い水準で推移していることを受けて昨年12月14日から実施してきた「年末年始の医療崩壊を回避するための緊急特別対策」に引き続き、飲食店等の営業時間短縮要請地域を宮古島市・石垣市にも拡大することを含む「感染拡大を食い止めるための緊急特別対策」を、昨日1月8日から2月7日までの期間実施することを発表しました。

このうち、飲食店と接待を伴う遊興施設等の営業時間短縮の要請は、那覇市等従来の5市に、新たに宮古島市と石垣市を加えて県内7市で実施されることになり、1月12日(火)～1月31日(日)までの20日間、営業時間を朝5時から夜10時までに短縮するよう要請するものです。

宮古島市においては、宮古島市全域の飲食店とスナックやナイトクラブ等の接待を伴う遊興施設等が対象となります。

沖縄県は、時短要請に協力して頂いた事業所については、80万円の協力金を支給するとしています。

新型コロナ感染症拡大により大きな影響を受けている飲食業を含む事業者への支援については、これまでも美ぎ島美しや市町村会において、沖縄県に対し要請して参りました。今回は宮古島市も県の協力金に上乗せする形で、独自に、20

万円を支給することにしました。

また、宮古島市の飲食店や小売業、卸売業等を支援するために実施しているスタンプラリー事業、感染症予防品の配布や特設サイトによる情報発信、市内事業者への感染予防対策指導等を行うリカバリープロジェクト推進事業等を引き続き実施して参ります。

対象事業者の皆様には、長引くコロナウイルス感染症の影響で、更に厳しい対応を強いる事になりますが、宮古島市における感染症拡大防止のため、1日も早い通常経済活動の再開を目指してご協力をよろしくお願いいたします。

市民のみなさまにおいても、厳しい経営状況の中でご協力いただける飲食店等事業所の営業時間短縮へのご理解とご協力をお願いいたします。

また、観光客の皆様を含めて宮古島市への渡航については、県の方針に沿って、必要最小限とするようお願いいたします。特に国の緊急事態宣言が発令された地域や感染者が急増している地域からの不要不急の往来は自粛をお願いいたします。

市民のみなさまにも、国の緊急事態宣言が発令されている首都圏や感染者が急増している地域との不要不急の往来は自粛を御願いとするとともに、沖縄本島や他の離島への移動については、必要最小限とするようお願いいたします。

宮古島市では、飲食店や自宅での大勢での会食、島外の往来による感染が家庭や職場で広がっている傾向がみられます。三密が回避できない場所への外出や、会食や会合など人が集まる場所への外出は控え、やむをえず実施する場合には少人数で行い、対面では座らない等の感染予防対策を行ってください。

島外の方と接触したあとに体調に不安がある場合、または感染症の自覚症状がある場合は、外出や勤務を控えなるべく人との接触を避けてください。

病院に駆け込まずに、まずは市の電話相談室に相談してください。

感染拡大を封じ込めるためには、市民の皆様の取組や行動が

重要になってきます。

市民の皆様もマスクの着用や手指消毒、3密の回避等の感染対策を徹底し、夜10時以降の飲食の利用を控えて頂き、感染拡大防止のため来月7日まで実施される沖縄県の緊急特別対策への御理解とご協力を宜しくお願いします。

ところで、今月14日から新庁舎に隣接する新しい宮古島市保健センターで予定されている集団婦人健診については、現在の宮古島市における感染状況が濃厚接触による感染確認が多いことを勘案し、感染対策を徹底した上で予定通り実施することになりましたが、今後の感染状況によっては中断もあることをご理解頂き、健診対象者の皆様には、感染予防対策へのご協力を頂いた上で受診して頂きますようお願いいたします。

なお、新型コロナワクチンの接種については、必要な冷凍庫等が2月中旬頃には各市町村に配備されることになっており、年度内には優先対象となる高齢者へ接種券を配布し、ワクチンが確保でき次第接種を開始する予定となっています。接種はまず医療従事者等に行い、次に高齢者となります。

本市におきましても、今月中にワクチン接種に向けての準備班を組織し、国・県・市内関係機関と連携し迅速な接種に取り組んで参ります。